Ａ－１（小学校教諭一種免許状上進用）

単位修得状況個人別台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | | 生年月日 | | 年　　月　　日 | | 職名 |  | | 所属校 |  | |
| 基礎免許状 | | 小学校教諭二種免許状 | | 取得年月日 | | 年　　月　　日 | | | 所要在職年数経過日 | | | 年　　月　　日 |

（※）新法：平成28年改正法，旧法：平成10年改正法

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 小学校教諭一種免許状取得に要する科目及び単位の修得基準 | | | | | 単位修得状況 | | |
| 新　法（※）　に　よ　る　修　得　方　法 | | | | 旧法（※）による対応科目 | 年　次 | 修得済科目  ・  修得予定科目 | 単　位 |
| 単位修得方法・所要単位 | | 所　要　科　目 | |
| 教科に  関する専門的事項に関する  科　目 | 10科目中1以上の科目について修得する。 | １ | 国語（書写を含む。），社会，算数，理科，生活，音楽，図画工作，家庭，体育及び外国語 | | 国語（書写を含む。），社会，算数，理科，生活，音楽，図画工作，家庭及び体育 |  |  |  |
| 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 | １単位以上。 | ７ | 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） | | 各教科の指導法 |  |  |  |
| ①～⑥のうち１以上の科目を含めて修得する。 | 教育の基礎的理解に関する科目 | | ①教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想  ②教職の意義及び教員の役割  ②教員の職務内容（研修，服務及び身分保障等を含む。）  ②進路選択に資する各種機会の提供等  ③教育に関する社会的，制度的又は経営的事項  ④幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）  ⑥教育課程の意義及び編成の方法 |  |  |  |
|  | ①教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想  ②教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）  ③教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）  ④幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程  ⑤特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解  ⑥教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） |
| ①1単位以上。 | 道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談に関する科目 | | ①道徳の指導法  ③特別活動の指導法  ④⑤教育の方法及び技術（報機器及び教材の活用を含む。）  ⑤生徒指導の理論及び方法  ⑥教育相談（ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法  ⑦進路指導の理論及び方法 |  |  |  |
|  | ①道徳の理論及び指導法  ②総合的な学習の時間の指導法  ③特別活動の指導法  ④教育の方法及び技術  ⑤情報通信技術を活用した教育の理論及び方法  ⑥生徒指導の理論及び方法  ⑦教育相談（ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法  ⑧進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 |
| 大学が独自に設定する科目 | | ２ |  | | | ※備考の４を参照 | | |
| 計 | | １０ |  | |  |  | | |

－　備　考　－

１　小学校教諭二種免許状保有教員は，当該一種免許状上進に備え，この様式を活用して常に所要単位の修得状況を把握するものとする。

　　なお，修得基準欄は，教育職員免許法第６条別表第３による当該一種免許状取得に要する単位等について，在職年数に応じて逓減した最低修得単位数に基づく修得基準として新法による修得方法を示したものであり，旧法基準で修得した単位は旧法による対応科目欄に示した区分に応じて，新法における科目の単位とみなすことになる。

２　所要在職年数経過日欄は，基礎免許状取得後において当該免許状に係る教員として必要とされる在職年数（短期大学の卒業の場合は１２年，４年制大学の卒業等の場合は６年）を経過する日を記入する。

　　なお，当該在職年数には，非常勤講師の期間，９０日を超える病気休暇や育児休業等の期間及び休職期間は通算できない。

３　単位修得状況欄には，基礎免許状取得後において修得した単位等を浄書するとともに，修得予定単位等を鉛筆書きする。

４　大学が独自に設定する科目欄の２単位分については，選択する「教科に関する専門的事項に関する科目」欄または「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」欄のいずれかに含めて記入する。

Ａ－２（中学校教諭一種免許状上進用）

単位修得状況個人別台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | | 生年月日 | | 年　　月　　日 | | 職名 |  | | 所属校 |  | |
| 基礎免許状 | | 中学校教諭二種免許状 | | 取得年月日 | | 年　　月　　日 | | | 所要在職年数経過日 | | | 年　　月　　日 |

（※）新法：平成28年改正法，旧法：平成10年改正法

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 中学校教諭一種免許状取得に要する科目及び単位の修得基準 | | | | | 単位修得状況 | | |
| 新　法（※）　に　よ　る　修　得　方　法 | | | | 旧法（※）による対応科目 | 年　次 | 修得済科目  ・  修得予定科目 | 単　位 |
| 単位修得方法・所要単位 | | 所　要　科　目 | |
| 教科に  関する専門的事項に関する  科　目 | 教科毎の科目を３以上，各１単位以上修得する。 | ３ | 教育職員免許法施行規則第４条の表に定める科目  R4版必携教育関係法規国法編の  P1481を参照のこと。 | | ・同左 |  |  |  |
| 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 |  | ５ | 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） | | 各教科の指導法 |  |  |  |
| ①～⑥のうち１以上の科目を含めて修得する。 | 教育の基礎的理解に関する科目 | | ①教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想  ②教職の意義及び教員の役割  ②教員の職務内容（研修，服務及び身分保障等を含む。）  ②進路選択に資する各種機会の提供等  ③教育に関する社会的，制度的又は経営的事項  ④幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）  ⑥教育課程の意義及び編成の方法 |  |  |  |
|  | ①教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想  ②教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）  ③教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）  ④幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程  ⑤特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解  ⑥教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） |
| ①～⑦のうち1以上の科目を含めてて修得する。 | 道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談に関する科目 | | ①道徳の指導法  ③特別活動の指導法  ④⑤教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）  ⑤生徒指導の理論及び方法  ⑥教育相談（ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法  ⑦進路指導の理論及び方法 |  |  |  |
|  | ①道徳の理論及び指導法  ②総合的な学習の時間の指導法  ③特別活動の指導法  ④教育の方法及び技術  ⑤情報通信技術を活用した教育の理論及び方法  ⑥生徒指導の理論及び方法  ⑦教育相談（ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法  ⑧進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 |
| 大学が独自に設定する科目 | | ２ |  | | | ※備考の４を参照 | | |
| 計 | | １０ |  | |  |  | | |

－　備　考　－

１　中学校教諭二種免許状保有教員は，当該一種免許状上進に備え，この様式を活用して常に所要単位の修得状況を把握するものとする。

　　なお，修得基準欄は，教育職員免許法第６条別表第３による当該一種免許状取得に要する単位等について，在職年数に応じて逓減した最低修得単位数に基づく修得基準として新法による修得方法を示したものであり，旧法基準で修得した単位は旧法による対応科目欄に示した区分に応じて，新法における科目の単位とみなすことになる。

２　所要在職年数経過日欄は，基礎免許状取得後において当該免許状に係る教員として必要とされる在職年数（短期大学の卒業の場合は１２年，４年制大学の卒業等の場合は６年）を経過する日を記入する。

　　なお，当該在職年数には，非常勤講師の期間，９０日を超える病気休暇や育児休業等の期間及び休職期間は通算できない。

３　単位修得状況欄には，基礎免許状取得後において修得した単位等を浄書するとともに，修得予定単位等を鉛筆書きする。

４　大学が独自に設定する科目欄の２単位分については，選択する「教科に関する専門的事項に関する科目」欄または「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」欄のいずれかに含めて記入する。

Ａ－３（養護教諭一種免許状上進用）

単位修得状況個人別台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | | 生年月日 | | 年　　月　　日 | | 職名 |  | | 所属校 |  | |
| 基礎免許状 | | 養護教諭二種免許状 | | 取得年月日 | | 年　　月　　日 | | | 所要在職年数経過日 | | | 年　　月　　日 |

　（※）新法：平成28年改正法，旧法：平成10年改正法

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 養護教諭一種免許状取得に要する科目及び単位の修得基準 | | | | | 単位修得状況 | | |
| 新　法（※）　に　よ　る　修　得　方　法 | | | | 旧法（※）による対応科目 | 年　次 | 修得済科目  ・  修得予定科目 | 単　位 |
| 単位修得方法・所要単位 | | 所　要　科　目 | |
| 養護に関する科目 |  | １ | ①衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。） | | ・同左 |  |  |  |
| ②～④のうち１科目以上選択し２単位以上を修得。 | ２ | ②学校保健  ③養護概説  ④健康相談活動の理論・方法 | | ・同左 |  |  |  |
| ⑤～⑧のうち２科目以上選択し３単位以上を修得。 | ３ | ⑤栄養学（食品学を含む。）  ⑥解剖学・生理学  ⑦「微生物学，免疫学，薬理概論」  ⑧精神保健 | | ・同左  ・同左  ・同左  ・同左 |  |  |  |
| 小　　計 | | ６ |  | |  |  |  |  |
| 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 | ①～⑥のうち１以上の科目を含めて修得する。 | ４ | 教育の基礎理論に関する科目 | | ①教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想  ②教職の意義及び教員の役割  ②教員の職務内容（研修，服務及び身分保障等を含む。）  ②進路選択に資する各種機会の提供等  ③教育に関する社会的，制度的又は経営的事項  ④幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）  ⑥教育課程の意義及び編成の方法 |  |  |  |
|  | ①教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想  ②教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）  ③教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）  ④幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程  ⑤特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解  ⑥教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） |
| ①～④のうち１以上の科目を含めて修得する。 | 道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談に関する科目 | | ①道徳及び特別活動に関する内容  ②教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）  ③生徒指導の理論及び方法  ④教育相談（ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 |  |  |  |
|  | ①道徳，特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容  ②教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）  ③生徒指導の理論及び方法  ④教育相談（ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 |
| 小　　計 | | ４ |  | |  |  | | |
| 合　　計 | | １０ |  | |  |  | | |

－　備　考　－

１　養護教諭二種免許状保有者は，当該一種免許状上進に備え，この様式を活用して常に所要単位の修得状況を把握するものとする。

　　なお，修得基準欄は，教育職員免許法第６条別表第６による当該一種免許状取得に要する単位等について，在職年数に応じて逓減した最低修得単位数に基づく修得基準として新法による修得方法を示したものであり，旧法基準で修得した単位は旧法による対応科目欄に示した区分に応じて，新法における科目の単位とみなすことになる。

２　所要在職年数経過日欄は，基礎免許状取得後において当該免許状に係る養護教諭として必要とされる在職年数（５年，保健師の免許を基に養護教諭二種免許状を取得した者又は大学の卒業等の場合は１年）を経過する日を記入する。

　　なお，当該在職年数には，非常勤講師の期間，９０日を超える病気休暇や育児休業等の期間及び休職期間は通算できない。

３　単位修得状況欄には，基礎免許状取得後において修得した単位等を浄書するとともに，修得予定単位等を鉛筆書きする。

Ａ－４（幼稚園教諭一種免許状上進用）

単位修得状況個人別台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | | 生年月日 | | 年　　月　　日 | | 職名 |  | | 所属園 |  | |
| 基礎免許状 | | 幼稚園教諭二種免許状 | | 取得年月日 | | 年　　月　　日 | | | 所要在職年数経過日 | | | 年　　月　　日 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※備考２に注意すること。

（※）新法：平成28年改正法，旧法：平成10年改正法

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 幼稚園教諭一種免許状取得に要する科目及び単位の修得基準 | | | | | 単位修得状況 | | |
| 新　法（※）　に　よ　る　修　得　方　法 | | | | 旧法（※）による対応科目 | 年　次 | 修得済科目  ・  修得予定科目 | 単　位 |
| 単位修得方法・所要単位 | | 所　要　科　目 | |
| 領域に関する専門的事項に関する  科　目 | ５科目中，１以上の科目について修得する。 | １ | 領域に関する専門的事項に関する科目（健康，人間関係，環境，言葉及び表現） | | 小学校の教科に関する科目（国語，算数，生活，音楽，図画工作及び体育） |  |  |  |
| 保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 | １単位以上。 | ７ | 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） | | ・保育内容の指導法（健康，人間関係，環境，言葉，言葉及び表現） |  |  |  |
| ①～⑥のうち１以上の科目を含めて修得する。 | 教育の基礎理論に関する科目 | | ①教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想  ②教職の意義及び教員の役割  ②教員の職務内容（研修，服務及び身分保障等を含む。）  ②進路選択に資する各種機会の提供等  ③教育に関する社会的，制度的又は経営的事項  ④幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）  ⑥教育課程の意義及び編成の方法 |  |  |  |
|  | ①教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想  ②教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）  ③教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）  ④幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程  ⑤特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解  ⑥教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） |
| ①～③のうち1以上の科目を含めて修得する。 | 道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談に関する科目 | | ①教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）  ②幼児理解の理論及び方法  ③教育相談（ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 |  |  |  |
|  | ①教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）  ②幼児理解の理論及び方法  ③教育相談（ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 |
| 大学が独自に設定する科目 | | ２ |  | | | ※備考の４を参照 | | |
| 計 | | １０ |  | |  |  | | |

－　備　考　－

１　幼稚園教諭二種免許状保有教員で，当該一種免許状に上進する場合は，この様式を活用して所要単位の修得状況を把握すること。

　　なお，修得基準欄は，教育職員免許法第６条別表第３による当該一種免許状取得に要する単位等について，在職年数に応じて逓減した最低修得単位数に基づく修得基準として新法による修得方法を示したものであり，旧法基準で修得した単位は旧法による対応科目欄に示した区分に応じて，新法における科目の単位とみなすことになる。

２　所要在職年数経過日欄は，基礎免許状取得後において当該免許状に係る幼稚園の教員として必要とされる在職年数（短期大学の卒業の場合は１２年，４年制大学の卒業等の場合は６年）を経過する日を記入する（保育士としての在職期間は算入しないこと。）。

　　なお，当該在職年数には，非常勤講師の期間，９０日を超える病気休暇や育児休業等の期間及び休職期間は通算できない。

３　単位修得状況欄には，基礎免許状取得後において修得した単位等を浄書するとともに，修得予定単位等を鉛筆書きする。

４　大学が独自に設定する科目欄の２単位分については，選択する「領域に関する専門的事項に関する科目」欄または「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」欄のいずれかに含めて記入する。

Ａ－５（特別支援学校教諭免許状取得・上進用）

単位修得状況個人別台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | | | 生年月日 | | 年　　月　　日 | | 職名 |  | | 所属校 |  | |
| 基礎免許状 | |  | | | 取得年月日 | | 年　　月　　日 | | | 所要在職年数経過日 | | | 年　　月　　日 |
| 取得希望領域 | | | 視 ・ 聴 ・ 知 ・ 肢 ・ 病 | | | |  | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 特別支援学校教諭免許状取得に要する科目及び単位の修得基準 | | | | | | 単位修得状況 | | | |
| 新法による修得方法 | | | | 単位修得  方法　・  所要単位 | 旧法による  対応科目 | 年　次 | 修得済科目  ・  修得予定科目 | 領域 | 単　位 |
| 所要科目 | | | |
| 特　別　支　援　教　育　に　関　す　る　科　目 | 第　一　欄 | 特別支援教育の基礎理論に関する科目 | | | 左記の①及び②を全て修得する。  １ | ・盲・聾・養護学校の教育の基礎理論に関する科目 |  |  |  |  |
|  | 特別支援教育に係る，心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての  ①教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想  ②教育に関する社会的，制度的又は経営的事項 | |
| 第　二　欄 | 特別支援教育領域に関する科目 | | | 取得希望の全ての領域について，左記の①及び②を全て修得する。  １  （２）  【　　】 | ・養護学校（盲・聾学校）の心理，生理及び病理に関する科目  ・養護学校（盲・聾学校）の教育課程及び指導法に関する科目 |  |  |  |  |
|  | 心身に障害のある幼児，児童又は生徒の  ①心理，生理及び病理に関する科目  ②教育課程及び指導法に関する科目 | |
| 第　三　欄 | 免許状に定められることとなる特別支援領域以外の領域に関する科目 | | | 左記の①及び②を全て修得する。  ２  【　　】 | ・盲・聾・養護学校の心理，生理及び病理に関する科目  ・盲・聾・養護学校の教育課程及び指導法に関する科目 |  |  | 重複・  ＬＤ等 |  |
|  | 心身に障害のある幼児，児童又は生徒の  ①心理，生理及び病理に関する科目  ②教育課程及び指導法に関する科目 | |
| 特別支援教育  に関する科目  （自由選択科目） | | | | 上記科目より自由に選択する。 | ２  （１）  【　　】 | ※備考の４を参照 | | | | |
| 計 | | | | | ６  【　　】 |  | | | | |

所要単位欄の単位数は知的障害者・肢体不自由者又は病弱者に関する教育領域について，（　）は視覚障害者又は聴覚障害者

　に関する教育領域について取得する単位数を表したものです。

－　備　考　－

１　特別支援学校教諭免許状一・二種の取得に際しては，この様式を活用して常に所要単位の修得状況を把握するものとする。

　　なお，修得基準欄は，教育職員免許法第６条別表第７による当該一種・二種各免許状取得に要する単位等について，所要在職年数（３年以上）に応じた最低修得単位数に基づく修得基準として新法による修得方法を示したものであり，旧法基準で修得した単位は旧法による対応科目欄に示した区分に応じて，新法における科目の単位とみなすことになる。

２　所要在職年数経過日欄は，基礎免許状取得後において当該免許状に係る教員として必要とされる在職年数（３年）を経過する日を記入する。

　　基礎免許状とは，二種免許状取得の場合は小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状であり，一種免許状取得の場合は特別支援学校教諭（盲・聾・養護学校教諭免許状を含む。）の二種免許状である。

　　なお，当該在職年数には，非常勤講師の期間，９０日を超える病気休暇や育児休業等の期間及び休職期間は通算できない。

３　単位修得状況欄には，基礎免許状取得後において修得した単位等を浄書するとともに，修得予定単位等を鉛筆書きする。

４　特別支援教育に関する科目（自由選択科目）欄の２単位分については，選択する何れかの科目欄に含めて記入する。

５　複数領域の免許状の取得を希望する場合は，別紙を参考に取得すべき単位数を【　】に記入する。

※　この台帳は領域追加には対応していないが，必要な単位数を確認の上，第二欄に記入するものとする。

Ａ－６（現職の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得する場合）

単位修得状況個人別台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | | 生年月日 | | 年　　月　　日 | | 職名 |  | | 所属校 |  | |
| 基礎資格 | | 管理栄養士免許（二種免許状の場合は栄養士免許） | | 取得年月日 | | 年　　月　　日 | | | 所要在職年数経過日 | | | 年　　月　　日 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 栄養教諭免許状取得に要する科目及び単位の修得基準 | | | | | 単位修得状況 | | |
| 修　　得　　方　　法 | | | 所　要　単　位 | | 年　次 | 修得済科目  ・  修得予定科目 | 単　位 |
| 単位修得方法 | 所　　要　　科　　目 | | 一種免許状 | 二種免許状 |
| 栄養に係る教育に関する科目 | | | | ２ | ２ |  |  |  |
| 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 | １以上の事項を含めて修得する。 | 教育の基礎的理解に関する科目 | | ２ | ２ |  |  |  |
|  | ①教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想  ②教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）  ③教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）  ④幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程  ⑤特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解  ⑥教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） |
| １以上の事項を含めて修得する。 | 道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談に関する科目 | | ２ | ２ |  |  |  |
|  | ①道徳，特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容  ②教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）  ③生徒指導の理論及び方法  ④教育相談（ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 |
|  | 栄養教育実習 | | １ | １ |  |  |  |
|  | 教諭の教育の基礎的理解に関する科目  （自由選択） | | ３ | １ | ※備考の６を参照 | | |
| 小　　計 | |  | | ８ | ６ |  | | |
| 合　　計 | |  | | １０ | ８ |  | | |

－　備　考　－

１　栄養教諭免許状（一種・二種）の取得に際しては，この様式を活用して常に所要単位の修得状況を把握するものとする。

　　なお，修得基準欄は，教育職員免許法附則第１７項による当該一種免許状又は二種免許状取得に要する単位等（学校給食法第５条の３に規定する職員（栄養教諭を除く。）が，栄養教諭免許状を取得する場合）について示しているものである。

２　所要在職年数経過日欄は，基礎資格取得後において学校給食法第５条の３に規定する学校栄養職員として必要とされる在職年数（３年）を経過する日を記入する。（教諭又は養護教諭の普通免許状を有する場合は，１年未満の在職年数であっても要件を満たす。）

　　なお，当該在職年数には，９０日を超える病気休暇や育児休業等の期間及び休職期間は通算できない。

３　基礎資格とは，二種免許状取得の場合は栄養士免許証を有する者であり，一種免許状取得の場合は，管理栄養士免許証又は管理栄養士養成施設の課程を修了し，栄養士免許証を有する者である。

４　教諭又は養護教諭の普通免許状を有する場合は，「栄養に係る教育に関する科目」２単位を修得することにより修得基準の要件を満たす。

５　栄養教育実習の単位は，免許法第３条の２に規定する非常勤講師として１年以上良好な成績で勤務した場合は，他の教職に関する科目の単位をもってこれに替えることができる。

６　教諭の教育の基礎的理解に関する科目（自由選択）欄の単位については，選択する何れかの科目欄に含めて記入する。